

公益社団法人 愛知建築士会会長 様

愛知県建設部建築担当局長
(公 印 省 略)

人にやさしい街づくりの推進に関する条例施行規則の一部改正（案）
に関する意見の募集の実施について（通知）

日ごろは、人にやさしい街づくりに御協力いただき、誠にありがとうございます。

本県では、平成6年に「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」を定め、高齢の方や障害のある方をはじめ、すべての県民があらゆる施設を円滑に利用できる「人にやさしい街づくり」を推進しています。

この度、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」において主務省令で定められていた道路及び特定公園施設に関する基準が条例委任され、また、国土交通省において「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」が改訂されるなど、人にやさしい街づくりに関わる各種基準が整備されています。

こうした状況を踏まえ、施設整備が的確に行われるよう、人にやさしい街づくりの推進に関する条例施行規則の改正（案）を取りまとめ、愛知県県民意見提出制度（パブリックコメント制度）に基づき、下記のとおり意見の募集を行いますので、御連絡いたします。

記

1 意見の募集期間

平成25年1月21日（月）から平成25年2月19日（火）

2 人にやさしい街づくりの推進に関する条例施行規則の一部改正（案）閲覧方法

愛知県ホームページ（ <http://www.pref.aichi.jp/0000057542.html> ）から、閲覧（ダウンロード）ができます。

また、住宅計画課及び各県民生活プラザにおいても閲覧できます。

担 当 住宅計画課街づくり事業グループ
電 話 052-954-6590
FAX 052-961-8145
E-mail jutakukeikaku@pref.aichi.lg.jp

人にやさしい街づくりの推進に関する条例施行規則の一部改正（案）に対する意見

お住まいの市町村名	年 齢	性 別	職 業
	歳	男 ・ 女	

「人にやさしい街づくりの推進に関する条例施行規則」の一部改正(案) の内容

1 改正の趣旨

平成 23 年 8 月 30 日に公布された第 2 次一括法(*1)により、バリアフリー法(*2)において主務省令で定められた道路及び特定公園施設に関する基準が条例に委任され、平成 25 年 3 月までに道路管理者及び公園管理者が条例を制定することになりました。

また、国土交通省においては、「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」が前回の平成 19 年の改訂から相当の期間経過していることから、この間に蓄積された新たな知見等を反映させるために平成 24 年 7 月 31 日に改訂されました。

そこで、こうした状況を踏まえ、「人にやさしい街づくりの推進に関する条例施行規則」で定める建築物及び道路、公園に関する整備基準を拡充し、高齢者、障害者を含むすべての県民があらゆる施設を円滑に利用できる人にやさしい街づくりを推進します。

*1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律

*2 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

2 改正内容

(1) 建築物について（公共交通機関の施設を含む）

[対象] 第三条第一号から第八号及び第十一条

① 便所に設けるオストメイト用設備の基準を変更します

[遵守義務] 第二十条 [努力義務] 第三十九条

- ・ [改正前] 水洗器具等
- ・ [改正後] 水栓器具、汚物流し、トイレトペーパーホルダー、手荷物置き台及び鏡

② 車いす使用者用便房の戸の基準を追加します

[遵守義務] 第二十一条

- ・ 出入口の戸は、施錠の操作がしやすく、緊急の場合は外部からも解錠することができ、自動的に開閉する構造その他の高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと

③ 便房内に設ける設備の表示の基準を追加します

[遵守義務] 第二十四条、第三十五条 [努力義務] 第三十四条、第三十九条

- ・ 洋式便器及び手すり、乳幼児用いす、乳幼児用ベッド、オストメイト用設備、車いす使用者用便房を設ける場合には、便房の戸にその旨を表示した標識を掲示すること

(2) 道路について（道路法の道路を除く） [対象] 第三条第十四号及び第十五号

① 歩行者の交通量が多い歩道及び自転車歩行者道の幅員の基準を追加します

[努力義務] 第三十一条

- ・ 歩道及び自転車歩行者道の有効幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあっては、歩道は 3.5m 以上、自転車歩行者道は 4m 以上とすること

② 歩道及び自転車歩行者道の横断勾配の基準を追加します [努力義務] 第三十一条

- ・歩道及び自転車歩行者道の横断勾配は、1パーセント以下とすること

③ 道路に設ける「立体横断施設」等の基準を追加します [努力義務] 第三十一条

- ・立体横断施設、自動車駐車場、案内標識、乗合自動車停留所、路面電車停留場等、休憩施設、照明施設又は防雪施設を設ける場合には、「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令」に定める基準に適合させること（管理者となる県又は市町村が基準を定めている場合は、その基準によること）

(3) 公園について（都市公園を除く）[対象] 第三条第十号のうち都市公園を除く

① 主要な園路に設ける段及び傾斜路の手すりの基準を追加します

[努力義務] 第三十一条

- ・主要な園路に段を設けるときは、手すりを両側に設けること
- ・主要な園路に設ける傾斜路には、手すりを両側に設けること

② 主要な園路に設ける傾斜路の縦断勾配、横断勾配及び踊場の基準を追加します

[努力義務] 第三十一条

- ・主要な園路に設ける傾斜路の縦断勾配は、高さが16cm以下のものにあつては、8パーセント以下とすること
- ・主要な園路に設ける傾斜路には、横断勾配を設けないこと
- ・主要な園路に設ける傾斜路は、高さが75cmを超えるものにあつては、高さ75cm以内ごとに踏幅が1.5m以上の踊場を設けること

③ 公園の便所に設けるオストメイト用設備の基準を変更します

[努力義務] 第三十一条

- ・(1)－①と同じ

④ 公園に設ける車いす使用者用便房の戸の基準を追加します

[努力義務] 第三十一条

- ・(1)－②と同じ

⑤ 公園に設ける「休憩所」等の基準を追加します

[努力義務] 第三十一条

- ・休憩所、管理事務所、掲示板、標識、屋根付広場、野外劇場又は野外音楽堂を設ける場合には、「移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令」に定める基準に適合させること（管理者となる県又は市町村が基準を定めている場合は、その基準によること）

3 施行期日

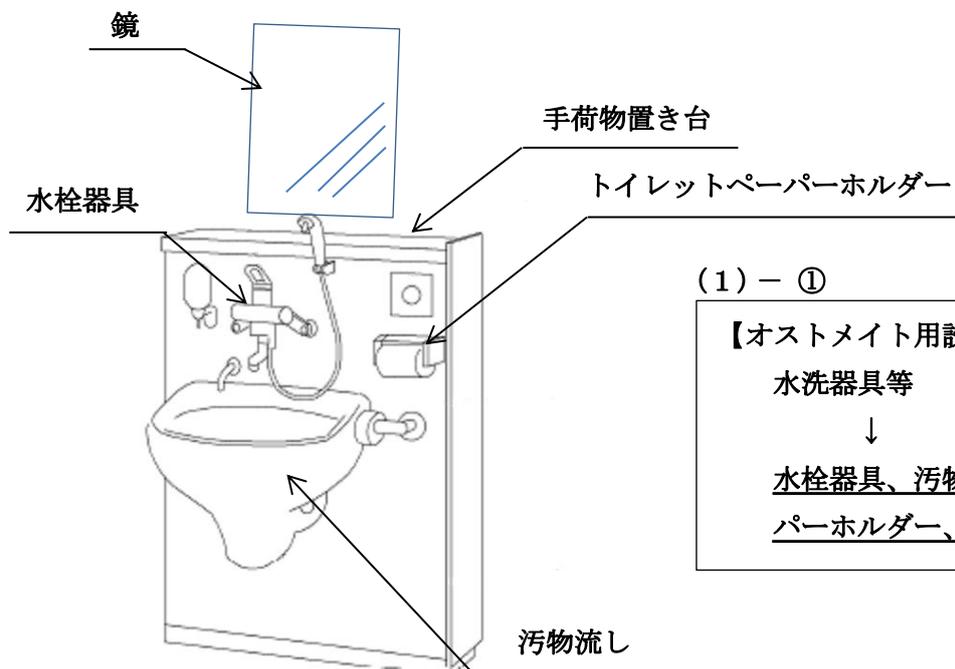
平成25年7月1日

4 参考

別紙「条例施行規則改正内容のイメージ」

施行規則改正内容のイメージ

1 建築物について



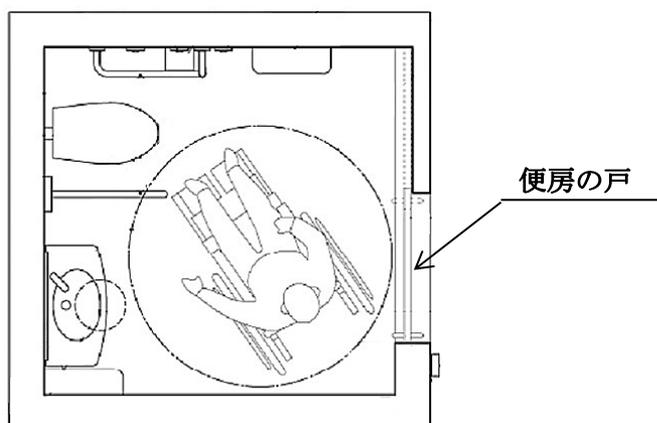
(1) - ①

【オストメイト用設備】

水洗器具等



水栓器具、汚物流し、トイレットペーパーホルダー、手荷物置き台及び鏡



(1) - ②

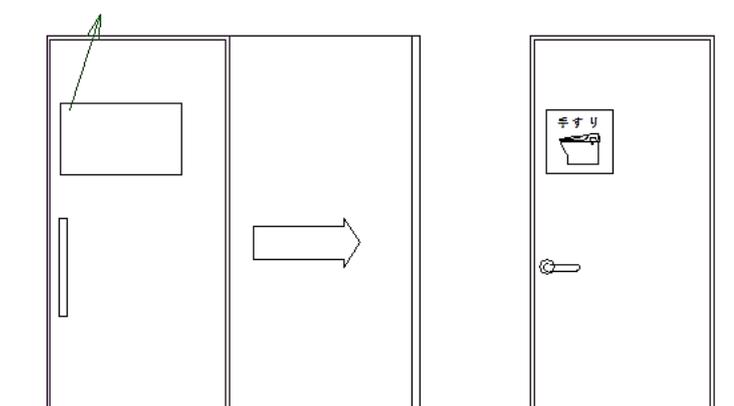
【車いす使用者用便房の戸の構造】

出入口の戸は、施錠の操作がしやすく、緊急の場合は外部からも解錠することができ、自動的に開閉する構造
その他の高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと

(1) - ③

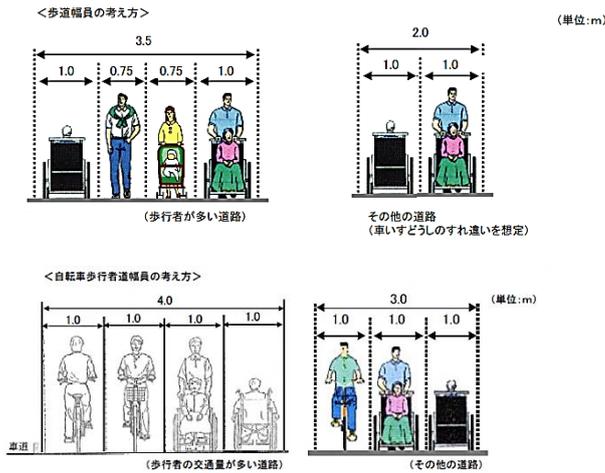
【便房内に設ける設備の表示】

洋式便器及び手すり、乳幼児用いす、乳幼児用ベッド、オストメイト用設備、車いす使用者用便房を設ける場合は、便房の戸にその旨を表示した標識を掲示すること



2 道路について

(2) - ①



【有効幅員】

[遵守義務]

歩道：2 m以上

自転車歩行者道：3 m以上

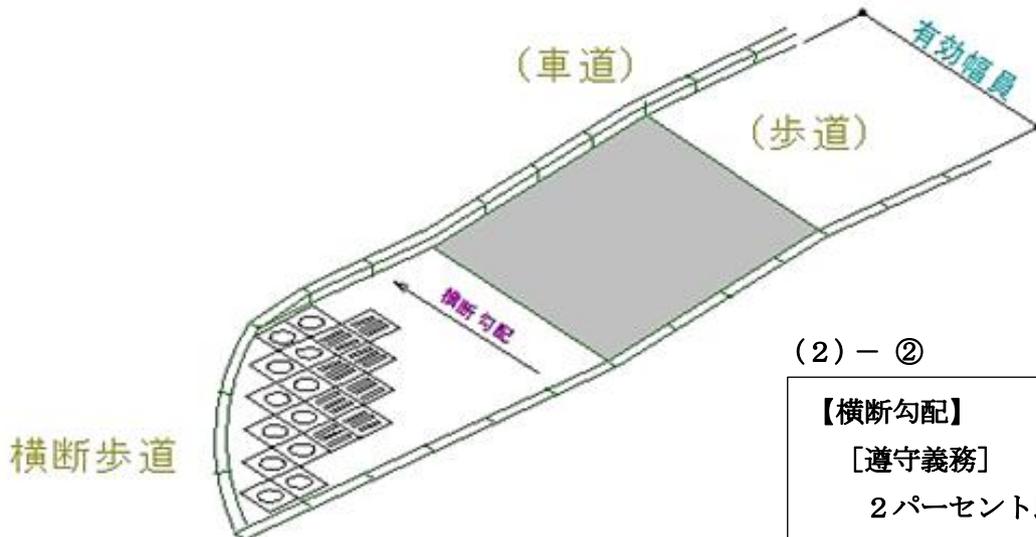
+

[努力義務]

(歩行者の交通量が多い場合)

歩道：3.5 m以上

自転車歩行者道：4 m以上



(2) - ②

【横断勾配】

[遵守義務]

2パーセント以下

+

[努力義務]

1パーセント以下

(2) - ③

【道路に設ける「立体横断施設」等】

立体横断施設、自動車駐車場、案内標識、乗合自動車停留所、路面電車停留場等、休憩施設、照明施設又は防雪施設を設ける場合には、「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令」に定める基準に適合させること（管理者となる県又は市町村が基準を定めている場合は、その基準によること）

立体横断施設



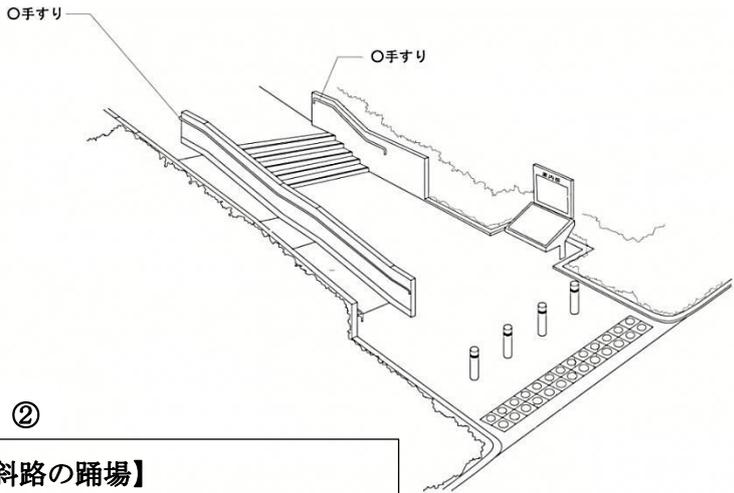
乗合自動車停留所



路面電車停留場



3 公園について



(3) - ①

【段及び傾斜路の手すり】
[遵守義務]
 手すりを設ける
 +
[努力義務]
手すりを両側に設ける

(3) - ②

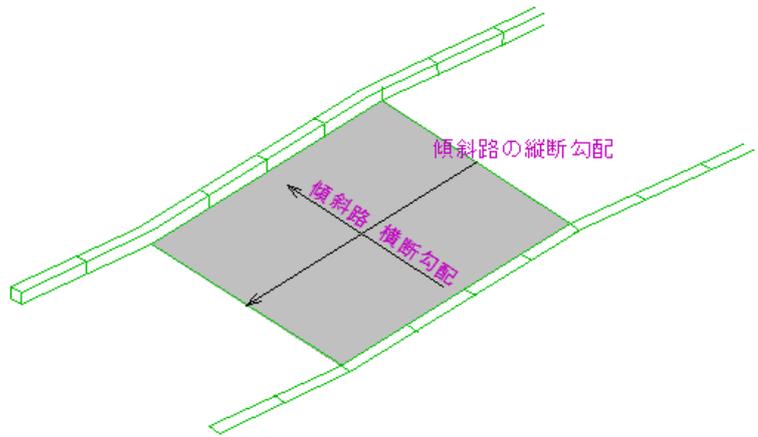
【傾斜路の踊場】
[遵守義務]
 傾斜路の条件 (勾配 1/20 超)
 あり
 +
[努力義務]
傾斜路の条件なし

(3) - ②

【傾斜路の縦断勾配】
 (高さが 16 cm 以下のもの)
[遵守義務]
 1 / 8 以下
 +
[努力義務]
8 パーセント以下

(3) - ②

【傾斜路の横断勾配】
[遵守義務]
 規定なし
 +
[努力義務]
横断勾配を設けないこと



(3) - ③

1 建築物について (1) - ①参照

(3) - ④

1 建築物について (1) - ②参照

(3) - ⑤

【公園に設ける「休憩所」等】
休憩所、管理事務所、掲示板、標識、屋根付広場、野外劇場又は野外音楽堂を設ける場合には、「移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令」に定める基準に適合させること (管理者となる県又は市町村が基準を定めている場合は、その基準によること)

屋根付広場

